

【北町調理場スポットクーラー等増設及び消音器設置工事】
工事希望制指名競争入札予定表

1 業 種	1000 空調工事
2 工事件名	北町調理場スポットクーラー等増設及び消音器設置工事
3 工事場所	武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番30号 北町調理場
4 工 期	契約確定の日の翌日から令和7年12月8日まで
5 工事概要	スポットクーラー3台増設 換気扇2台増設 ルーフファン用消音器7台設置 空調機増設に伴うキュービクルの容量増設
6 週休2日制確保 工事	本工事は週休2日制確保工事の 対象ではない 。 (係数による積算額の補正は行っていない。)
7 参加資格要件	次の①～⑤及び⑧～⑨の全部かつ⑥～⑦のいずれかに該当すること。また、8～11の規定により事前に確認を受けた者がこの入札に参加することができる。 ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。 ② 武蔵野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 ③ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中、又は営業停止期間中でないこと。 ④ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。 ⑤ 東京都内に本店、支店又は営業所等を有し、その本店、支店又は営業所等が管工事業において建設業許可を受けていること。 ⑥ 「空調工事」の業種で共同格付「A」に等級格付けされており、かつ、公表日現在、最新の経営事項審査の結果による「管工事」の総合評定値Pが1200点以上であること。 ⑦ ⑥にかかわらず、武蔵野市内に本店、支店又は営業所等を有している者は、「空調工事」の業種で共同格付「B」以上に等級格付けされており、かつ、公表日現在、最新の経営事項審査の結果による「管工事」の総合評定値Pが700点以上であること。 ⑧ 過去7年間に本件工事と同種の官公庁工事实績があり、かつ、同種の官公庁工事経験がある技術者を建設業法に基づき配置できること。 ⑨ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
8 申請方法	電子調達サービスにより希望票兼予定技術者等調書を送信するものとし、持参・郵送等によるものは受け付けない。
9 申請書提出期間	令和7年2月7日（金）から令和7年2月21日（金）午後3時まで ※ 期限厳守

10 申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望票兼予定技術者等調書 ・ 工事实績調書 <p>※ 工事实績調書は、入札情報サービスの発注案件情報の配布資料からダウンロードするものとする。</p> <p>※ 提出については、希望票兼予定技術者等調書送信時に添付ファイルとして、電子調達サービスにより送信すること。</p> <p>※ ファイルの添付方法については、マニュアル『電子入札操作手順書(工事)』のP150を参照すること。</p>
11 指名通知の発送	本件入札の指名の結果は、電子調達サービスにより令和7年2月27日(木)午後11時に通知する。
12 設計図書等の配布 ・ 入札時の提出書類	<p>設計図書等の配布は、令和7年2月27日(木)午後11時に電子調達サービスにより行う。</p> <p>指名通知を受けた者は、令和7年3月24日(月)までに以下の書類を武蔵野市財務部管財課へ提出しなければならない。提出時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。</p> <p>■ 工事希望制指名競争入札に係る書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 誓約書(要綱第1号様式) ② 暴力団等排除に関する誓約書 ③ 建設業許可書の写し(営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可が確認できること) ④ 最新の経営事項審査の写し ⑤ 工事实績調書に記載した工事の契約書の写し ⑥ 配置予定技術者の資格者証等の写し
13 質問の方法	<p>質問締切日：令和7年3月14日(金)午前10時</p> <p>※ 工事に関する質問については、指定の様式(設計図書貸出時に添付)を使用し、ファックス(0422-51-9164)で送付すること。</p>
14 回答の方法	<p>回 答 日：令和7年3月18日(火)午後3時頃</p> <p>※ 入札に参加予定の全ての事業者へ、質問回答書としてファックスにて送付する。</p>
15 予定価格	事後公表
16 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、最低制限価格を設定する。
17 入札書の提出	<p>電子調達サービスにより提出。</p> <p>※ 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(単価契約の場合を除き、この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる)により行うこと。</p>
18 内訳書	入札書提出時に内訳書に金額を入力すること。
19 入札期間	指名通知の受領の日から令和7年3月25日(火)午前11時まで

20 入札の延期等	入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又はとりやめることとする。
21 入札の無効	次の①～④までのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ① 入札に参加する資格のない者の行った入札 ② 電子調達サービスによらずに行った入札 ③ 電子調達サービス利用規約に違反して行った入札 ④ 全各号に掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札
22 再入札回数	2回
23 開札日時	令和7年3月25日(火) 午前11時10分
24 開札場所	電子調達サービスによる
25 落札者の決定	令和7年3月25日(火) 午前11時10分以降 落札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認すること。
26 契約書の作成	落札者は、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。またその際受付票を持参しなければならない。
27 入札保証金	免除
28 契約保証金	武蔵野市競争入札参加者心得第30条による。
29 前払金	契約金額130万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事が前払金の対象。上限額は2億円を限度とし、契約金額(税込)の40%から10万円未満を切り捨てた金額。前払金を申請する場合は前払金保証への加入が別途必要。
30 中間前払金	前金払をした工事が対象。1億円を限度とし、契約金額の20%から10万円未満を切り捨てた金額。申請する場合は中間前払金保証への加入が別途必要。
31 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約係に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
32 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ この発注予定表に定めがないことについては、武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得(本市ホームページに掲載。入札参加前に必ず確認すること)を遵守すること。 ・ 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議の上、その承諾を得ること。 ・ 短期雇用労働者を雇用する場合は、公共職業安定所の紹介する労働者を雇用するよう配慮すること。 ・ 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事希望制指名競争入札及び総合評価に係る提出書類等において虚偽の記載をした場合においては、1か月以上6か月以内で競争入札に対する指名停止の措置を行うことがある。
	<p>※ 希望申請は指名業者を決定する際の参考とするものであり、指名業者は「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」により、申請者の経営状況、本市での指名・受注状況、官公庁工事の実績、工事の施工成績、発注工事に対する地理的条件・技術的適性・専門性、施工中の工事の状況等を勘案して選定するものである。</p>